

○南三陸町個人情報保護条例

平成19年3月12日

条例第4号

改正 平成21年3月10日条例第4号

平成25年3月19日条例第7号

平成27年9月11日条例第41号

平成28年3月11日条例第4号

平成29年3月14日条例第10号

平成29年3月14日条例第11号

平成30年3月13日条例第8号

令和3年8月18日条例第25号

令和4年3月7日条例第11号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第14条—第26条）

第2節 訂正（第27条—第31条）

第3節 利用停止（第32条—第35条）

第4節 審査請求（第36条—第38条）

第4章 雑則（第39条—第43条）

第5章 罰則（第44条—第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 特定死者情報 死者を本人とする個人情報であつて個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含むものをいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(8) 法人等 法人その他の団体(国、独立行政法人等(法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。

(9) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(10) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者（法人等及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及びその目的
- (2) 個人情報の記録項目
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の収集先
- (5) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
  - (1) 本町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
  - (2) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報に係る個人情報取扱事務  
(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するに当たっては、あらかじめ当該個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等を伴う事務又は事業を執行する場合において、本人から収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を達成することができず、又は当該事務若しくは事業の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
  - (7) 他の実施機関から、第9条第1項ただし書の規定により提供を受けるとき。
  - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務又は事業の性質上やむを得ないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、事務又は事業の性質及び内容、本人の

権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該事務又は事業の目的を達成するため、本人以外の者から収集することに相当の理由があると認めるとき。

- 3 実施機関は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いて事務若しくは事業の目的を達成するため要配慮個人情報を収集することが特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために、その保有する個人情報（特定個人情報及び特定死者情報（以下「特定個人情報等」という。）を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地

方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、提供を受けるものの個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該個人情報を利用することに公益上特に必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(特定個人情報等の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報等を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報等（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用することができる。この場合において、実施機関は、当該特定個人情報等に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報等の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 前項の規定は、特定死者情報について準用する。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報について、電子計算機処理を行ってはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて当該個人情報の電子計算機処理を行うことが事務又は事業の性質上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、公益上の必要があ

り、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始し、又は提供の内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、法令に定めがあるときは、この限りでない。

（個人情報の適正管理）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1） 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- （2） 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷等を防止すること。
- （3） 事務又は事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

（事務の委託に伴う措置等）

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

（開示請求権）

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは

成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) (第16条第2項において「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(死者を本人とする個人情報の開示請求権)

第15条 次の各号に掲げる者(次項において「相続人等」という。)は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、開示を請求することができる。

- (1) 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報
- (2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報
- (3) 死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(以下、本項において「配偶者等」という。)並びに当該死者に配偶者等がない場合にあっては当該死者の2親等内の血族 次に掲げる情報

ア 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うこととなった義務に関する情報

イ アに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接に関係があると認められる情報としてあらかじめ審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定死者情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は相続人等の委任による代理人)は、当該未成年者又は成年被後見人(特定死者情報にあっては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は相続人等。以下この項において同じ。)に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、当該未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第16条 第14条又は前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項



- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人、その代理人又は前条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（1） 法令の定めるところにより、又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされている情報

（2） 開示請求に係る個人情報の本人（以下この条、次条第2項及び第22条第1項において「開示請求に係る本人」という。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求に係る本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る

部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 本町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税等の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、評価、選考、判定、診断、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、本町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 未成年者、成年被後見人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人による開示請求に係る個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求に係る本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

(8) 第15条の規定による開示請求に係る個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求に係る本人である死者の名誉その他の正当な利益を害するおそれがあるもの

(個人情報の一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第17条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、非開示とすることで保護すべき権利又は利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨

の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を第1項又は前項の書面に記載しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第22条 開示請求に係る個人情報に本町並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求に係る本人以外の者（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 当該第三者に関する情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第19条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、第1項又は前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置か

なければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第23条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。

2 前項の閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書の写しによりこれを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、第21条第1項の規定による通知があつた日の翌日から起算して90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第16条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定により個人情報の開示を受けようとする者について準用する。

（開示請求等の特例）

第24条 実施機関が別に定める個人情報は、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

（法令による開示の実施との調整）

第25条 実施機関は、法令（南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）を除く。以下この条、第27条及び第32条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第23条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第23条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第26条 個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第23条第1項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

#### 第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 自己を本人とする個人情報(第15条の規定による開示請求に係る開示を受けた場合にあつては、死者を本人とする個人情報。第32条において同じ。)の開示(法令の規定による開示を含む。以下この条及び第32条において同じ。)を受けた者は、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第16条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第30条 実施機関は、訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正した上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第5項の規定は、前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）について準用する。

(個人情報の提供先等への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第32条 自己を本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の開示を受けた者は、当該個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することが

できる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条若しくは第8条の規定に違反して収集されたとき、第12条第3号の規定に違反して保有されているとき、第9条第1項、第9条の2若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項、第9条の3又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第34条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければ



ばならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第35条 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第5項の規定は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

#### 第4節 審査請求

(審査会への諮問等)

第36条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正するとき。

(4) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停

止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第37条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第4章 雑則

(他の制度との調整等)

第39条 この条例は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報については、適用しない。

- 2 この条例は、前項に掲げるもののほか、本町の図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

(苦情の申出の処理)

第40条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(町長の調整)

第41条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第42条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第5章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、生存する個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索し得る状態で体系的に個人情報を記録したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た生存する個人の個人情報であって、行政文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で生存する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく生存する個人の個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

(南三陸町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 4 南三陸町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成17年南三陸町条例第11号)は、廃止する。

附 則 (平成21年条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第41号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条の次に2条を加える改正規定(第9条の3に係る部分に限る。) 平成27年10月5日
- (2) 第31条に各号を加える改正規定(同条第2号に係る部分に限る。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成28年条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(南三陸町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 南三陸町個人情報保護条例の規定による開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等(以下この項において「決定等」という。)又は開示請求に係る不作為、訂正請求に係る不作為及び利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第7条による改正後の南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例第8条の規定は、第1条による改正後の南三陸町情報公開条例第14条第1項又は第6条による改正後の南三陸町個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問があった場合について適用し、第1条による改正前の南三陸町情報公開条例第12条第1項又は第6条による改正前の南三陸町個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第10号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第25号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第11号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。